

— 大切な人の笑顔のために —

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります



塊世代が75歳以上となる2025年の超高齢社会。介護費の増加や介護の担い手不足が社会問題となるなか、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援のサービスが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

市では、現在の高齢者サービスを見直し、新たに地域の実情に応じたサービスが展開できる「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を4月から実施します。

● **総合事業とは**
「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を一体的に行うものです。
「介護予防・生活支援サービス事業」は、支援が必要な状態

になったときに自宅で身体介護や家事援助を受ける訪問型サービスと、デイサービスセンターなどで、介護が必要になることの予防・改善のための機能訓練や入浴などを提供する通所型サービスを実施します。

また、「一般介護予防事業」は、介護予防教室や地域のサロン活動の支援などを行います。これにより、利用者の選択肢が広がります。

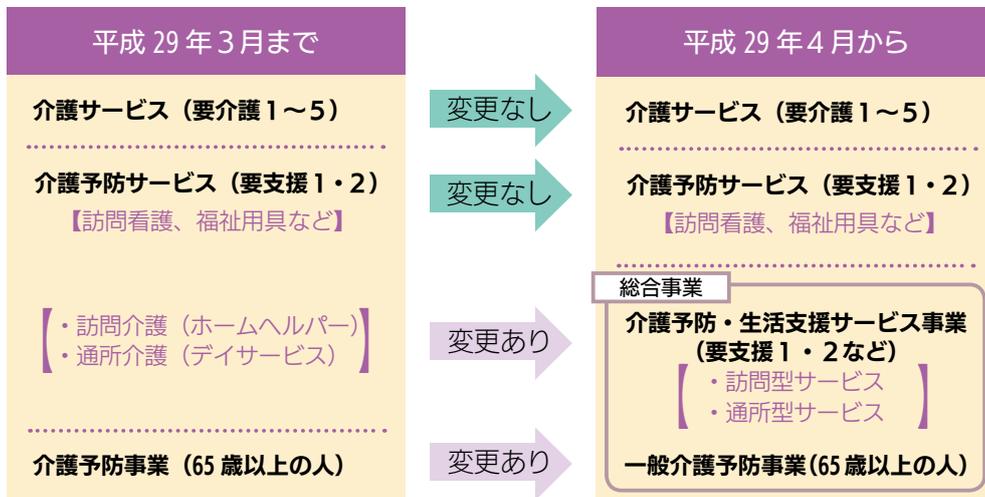
本事業の特色として、ヘルパーなどの専門職以外の人が担い手となるサービスの実施や、事業の多様化・複雑化に対応するための「高齢者総合相談窓口」の設置があります。また、訪問介護、通所介護のみを利用する要支援1・2の状態に相当する人は、認定更新の必要なく迅速にサービスが利用できるようになります。

本事業の特色として、ヘルパーなどの専門職以外の人が担い手となるサービスの実施や、事業の多様化・複雑化に対応するための「高齢者総合相談窓口」の設置があります。また、訪問介護、通所介護のみを利用する要支援1・2の状態に相当する人は、認定更新の必要なく迅速にサービスが利用できるようになります。

本事業の特色として、ヘルパーなどの専門職以外の人が担い手となるサービスの実施や、事業の多様化・複雑化に対応するための「高齢者総合相談窓口」の設置があります。また、訪問介護、通所介護のみを利用する要支援1・2の状態に相当する人は、認定更新の必要なく迅速にサービスが利用できるようになります。

本事業の特色として、ヘルパーなどの専門職以外の人が担い手となるサービスの実施や、事業の多様化・複雑化に対応するための「高齢者総合相談窓口」の設置があります。また、訪問介護、通所介護のみを利用する要支援1・2の状態に相当する人は、認定更新の必要なく迅速にサービスが利用できるようになります。

介護保険制度の変更点



問長寿介護課 (0683・2906)

※現在、要支援1・2を持っている人は、平成29年4月以降の認定更新から総合事業の対象者になります。サービスの内容や利用までの流れなどは次ページ（5ページ）。



総合事業のサービス利用の流れ

主な変更点 要支援1・2の認定を受けた人、心や身体の状態を確認する「基本チェックリスト」で事業の対象者となった人は、市が実施する「介護予防・生活支援サービス」が利用できるようになります。

介護サービスの利用が必要な人・要介護状態になることを予防したい人

相談を受け付けます

- ・お住まいの地区の地域包括支援センター（市内4カ所）
- ・担当のケアマネジャー
- ・高齢者総合相談窓口（三島市長寿介護課）

認定申請または
基本チェックリストによる確認

変更点

すべての高齢者

一般介護予防事業

- ▶運動、認知機能の予防教室
- ▶地域におけるサロン
- ▶各種高齢者福祉サービス

要介護1～5の認定者

これまでどおりに介護保険サービスが利用できます。

要支援1・2の認定者

変更点

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた人

介護予防・生活支援サービス事業

■訪問型サービス

訪問介護 身体の介護が中心のサービス

訪問型サービスA 掃除や洗濯などの家事支援が中心のサービス

訪問型サービスB ボランティアなどが行う、電球交換やごみ出しなどの生活援助

■通所型サービス

通所介護 現在のデイサービスと同様のサービス

※これらのサービスのみを希望する人は、要支援1・2の認定が不要となり、迅速にサービスが利用できます。（初めて利用する場合を除く）

以下の介護予防サービスは
これまでどおり利用できます

- ▶訪問看護、訪問入浴介護
 - ▶通所リハビリテーション
 - ▶短期入所生活介護、住宅改修
 - ▶福祉用具貸与、福祉用具購入
ほか
- ※引き続き要支援1・2の認定が必要となるサービスです。

